

平成25年第5回 飯塚市議会会議録第6号

平成25年12月25日(水曜日) 午後1時31分開議

議事日程

日程第23日 12月25日(水曜日)

第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第 85号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)
- 2 議案第100号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 3 議案第101号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第103号 飯塚市ふれあい交流センター条例
- 5 議案第106号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例
- 6 議案第107号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第109号 財産の譲渡(弁分自治公民館敷地)
- 8 議案第110号 財産の譲渡(小正浦の原自治公民館敷地)
- 9 議案第111号 財産の譲渡(忠隈二区自治公民館敷地)
- 10 議案第114号 土地の処分(市営平恒北明住宅跡地)
- 11 議案第118号 飯塚地区消防組規約の変更

第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第 86号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 2 議案第 87号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 議案第 88号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 4 議案第 91号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 議案第104号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例
- 6 議案第105号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
- 7 議案第112号 財産の譲渡(枝国保育所)
- 8 請願第 11号 ひきこもりに対する支援の充実を求める請願

第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第 95号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
- 2 議案第 99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第102号 飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例
- 4 議案第123号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)

第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第 89号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
- 2 議案第 90号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 議案第 92号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 議案第 93号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

- 5 議案第 94号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 議案第 96号 平成25年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
- 7 議案第 97号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
- 8 議案第 98号 平成25年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 9 議案第108号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 10 議案第113号 土地の取得(赤坂地区調整池用地)
- 11 議案第115号 土地の処分(鯨田工業団地)
- 12 議案第116号 土地の処分(青葉台宅地分譲地)
- 13 議案第117号 訴えの提起(和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加)
- 14 議案第119号 市道路線の廃止
- 15 議案第120号 市道路線の認定
- 第5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議案第121号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 2 議案第122号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第6 議会選出各種委員の選出
- 第7 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議員提出議案第18号 過疎対策の積極的推進を求める意見書の提出
 - 2 議員提出議案第19号 公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書の提出
- 第8 報告事項の説明、質疑
 - 1 報告第 34号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
 - 2 報告第 35号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
 - 3 報告第 36号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)
 - 4 報告第 37号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 5 報告第 38号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 6 報告第 39号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
 - 7 報告第 40号 平成25年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正
- 第9 署名議員の指名
- 第10 閉会

会議に付した事件

- 第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 議案第 85号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)
 - 2 議案第100号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例
 - 3 議案第101号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 4 議案第103号 飯塚市ふれあい交流センター条例
 - 5 議案第106号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例

- 6 議案第107号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 7 議案第109号 財産の譲渡(弁分自治公民館敷地)
 - 8 議案第110号 財産の譲渡(小正浦の原自治公民館敷地)
 - 9 議案第111号 財産の譲渡(忠隈二区自治公民館敷地)
 - 10 議案第114号 土地の処分(市営平恒北明住宅跡地)
 - 11 議案第118号 飯塚地区消防組規約の変更
- 第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)
- 1 議案第86号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - 2 議案第87号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 3 議案第88号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 4 議案第91号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
 - 5 議案第104号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例
 - 6 議案第105号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
 - 7 議案第112号 財産の譲渡(枝国保育所)
 - 8 請願第11号 ひきこもりに対する支援の充実を求める請願
- 第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)
- 1 議案第95号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
 - 2 議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
 - 3 議案第102号 飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例
 - 4 議案第123号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)
- 第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)
- 1 議案第89号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
 - 2 議案第90号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
 - 3 議案第92号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
 - 4 議案第93号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
 - 5 議案第94号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
 - 6 議案第96号 平成25年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
 - 7 議案第97号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
 - 8 議案第98号 平成25年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
 - 9 議案第108号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
 - 10 議案第113号 土地の取得(赤坂地区調整池用地)
 - 11 議案第115号 土地の処分(鯉田工業団地)
 - 12 議案第116号 土地の処分(青葉台宅地分譲地)
 - 13 議案第117号 訴えの提起(和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加)
 - 14 議案第119号 市道路線の廃止
 - 15 議案第120号 市道路線の認定
- 第5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第121号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 2 議案第122号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第6 議会選出各種委員の選出

第7 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第18号 過疎対策の積極的推進を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第19号 公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第20号 中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会の設置に関する決議

第8 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第 34号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第 35号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第 36号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)
- 4 報告第 37号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
- 5 報告第 38号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
- 6 報告第 39号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
- 7 報告第 40号 平成25年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正

第9 特別委員会の設置

第10 署名議員の指名

第11 閉会

議長（田中博文）

これより本会議を開きます。

総務委員会に付託していました「議案第85号」、「議案第100号」、「議案第101号」、「議案第103号」、「議案第106号」、「議案第107号」、「議案第109号」から「議案第111号」までの3件、「議案第114号」及び「議案第118号」、以上11件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。8番 佐藤清和議員。

8番（佐藤清和）

総務委員会に付託を受けました議案11件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第85号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、国庫支出金、地域の元気づくり臨時交付金約12億1千万円のうち、8億円を基金として積み立てるが、どのような管理をするのかということについては、現在の地域振興基金に上乗せして積み立て、この交付金については別管理し、次年度の地域振興事業に活用していくという答弁であります。

次に、保育所費の菰田・徳前保育所統合事業費について、本事業の周知はどのように行っているのかということについては、地元自治会には回覧文書により建設予定地を周知している。また、保護者に対しては保育所長から建設予定地の図面を渡し説明しており、今後、建設スケジュール等が決まれば説明会を実施する予定であるという答弁であります。

この答弁を受けて、保護者への対応を一番に考え、丁寧な説明をしてほしいという要望が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に、「議案第100号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、自己啓発のための休業を取得できる人数に制限はないのかということについては、特に人数制限は設けていないが、他市の状況等も参考にし、行政運営に支障がないことを前提にしているという答弁であります。

この答弁を受けて、行財政改革の推進により職員数が削減されている中で、残った職員への負担も考慮し、運用にあたっては休業を取得できる職員の上限枠を定める等の措置を検討してほしいという意見が出されました。

次に、申請時期及び休業取得の開始時期はどのようになるのかということについては、休業取得開始については年度当初、申請についてはその1カ月前までを考えており、次年度以降の行政運営に支障のないよう対応していくという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市ふれあい交流センター条例」及び「議案第106号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、他自治体において実際に代執行を行った事例はあるのか。また、その際に所有者から費用の徴収はできたのかということについては、秋田県大仙市、大阪市等において代執行が行われているが、費用の徴収はできていないという答弁であります。

その審査の過程において、委員の中から、費用の徴収が難しいのであれば、代執行をして老朽危険家屋を解体した後の土地の差し押さえについて検討してほしいという要望が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 財産の譲渡（弁分自治公民館敷地）」、「議案第110号 財産の譲渡（小正浦の原自治公民館敷地）」及び「議案第111号 財産の譲渡（忠隈二区自治公民館敷地）」、以上3件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案3件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 土地の処分（市営平恒北明住宅跡地）」及び「議案第118号 飯塚地区消防組合規約の変更」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（田中博文）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

7番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、議案第85号、議案第101号、議案第106号に反対の立場から討論いたします。

「議案第85号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」については、臨時特例により、ことし7月から来年3月までの9カ月間、全体として職員915名に対し、総額2億6千万円の減額を行うものであり、市職員の生活及び地域経済へ深刻な影響を及ぼすものであり認められません。

「議案第101号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、管理職手当を定率制から定額制に改め、上限を15%から17%に引き上げるものです。現行の支給率は上限で13%、最高月額が5万7850円です。17%が上限となれば、最高で月額7万7500円になります。行財政改革と称して正規職員を減らし、人件費を削減する一方で、管理職手当を引き上げることは認められません。

「議案第106号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」は、都市計画道路鯉田中線の道路工事に伴い、川島納骨堂の移転建設に伴うものです。県の移転補償費以外にグレードアップ分として納骨堂敷地内にトイレを設置し、位牌段基数を新たに4基ふやすなどとして757万3千円を一般会計から繰り入れるもので、特別扱いであり認められません。

以上で討論を終わります。

議長(田中博文)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第85号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第100号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第101号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第103号 飯塚市ふれあい交流センター条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第106号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第107号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条

例」、「議案第109号 財産の譲渡(弁分自治公民館敷地)」、「議案第110号 財産の譲渡(小正浦の原自治公民館敷地)」、「議案第111号 財産の譲渡(忠隈二区自治公民館敷地)」、「議案第114号 土地の処分(市営平恒北明住宅跡地)」、及び「議案第118号 飯塚地区消防組合規約の変更」、以上6件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案6件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第86号」から「議案第88号」までの3件、「議案第91号」、「議案第104号」、「議案第105号」、「議案第112号」及び「請願第11号」、以上8件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。19番 藤浦誠一議員。

19番(藤浦誠一)

厚生委員会に付託を受けました、議案7件及び請願1件について審査した結果を報告いたします。

「議案第86号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、職員給与が減額されているが、この減額は本年7月から行われた、国からの要請に基づく一般職員の給与削減によるものであるのかということについては、今回の減額は7月からの給与削減とあわせて、職員の異動に関する減額であるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、職員給与の引き下げには反対の立場であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、職員給与の引き下げが含まれているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、職員給与の引き下げが含まれているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 平成25年度飯塚市介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、民営化に伴う財政効果額はどの程度になるのかということについては、平成24年度の決算ベースで試算すると、約2700万円の削減効果があるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、民営化すれば、保育行政における公の責任を放棄することになるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」に

については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 財産の譲渡（枝国保育所）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、委員の中から、次世代の子ども達を育てていくという、保育に責任を持つ市の姿勢から考えると、民営化には納得できないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第11号 ひきこもりに対する支援の充実を求める請願」については、閉会中に開催した委員会において紹介議員から趣旨説明、及び執行部から「福岡県内ひきこもり対策実施状況調べ」及び宮若市人権・同和教育研究協議会の「ひきこもりに関するアンケート報告書」についての資料の提出を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、ひきこもりの定義はどのようになっているのかということについては、国の定義では、様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって家庭にとどまっている状態をひきこもりとしているという答弁であります。

次に、国ではひきこもり対策としてどのような方針が予定されているのかということについては、ひきこもり対策推進事業として都道府県・政令指定都市に、ひきこもり対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」の整備や、ひきこもりサポーター養成・派遣事業の実施等を行うこととしている。また、ひきこもり対策推進事業の拡充として、平成25年2月現在、全国で38カ所設置されている「ひきこもり地域支援センター」をふやし、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や、本人に対するきめ細やかな支援が可能になるよう継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」の支援、派遣事業を政令市以外の市へ今後拡大していく方向性であるという答弁であります。

次に、本請願の中にひきこもりについて、本市の地域福祉計画では新たな課題として提起されているとあるが、本年作成された第2期の計画ではどのように明記されているのかということについては、計画策定にあたり地域の方々との意見交換を行う中で、現在の社会情勢や地域課題として、ひきこもりという課題があるという状況把握を行ったが、計画の中では、ひきこもりに対して具体的な解決策を示すということではなく、ひきこもりをはじめとした様々な地域課題に、地域の方々や、関係機関、行政等が連携し、どのように支援を行うかといった取り組みの方向性を示したものになっているという答弁であります。

次に、請願の趣旨では、15才以上を対象にアンケート調査を実施してほしいという大変幅広い範囲になっているが、実施した場合の対象者について、どのように考えているのかということについては、仮に実施するとするならば、焦点を絞り、最も有効な調査対象範囲を選定すべきと考えるが、有効な範囲を選定することが非常に難しく、検討が必要であると考えるという答弁であります。

次に、今後、本市がアンケート調査を実施した場合、その結果としてどのような施策につながるかと考えているのかということについては、仮に宮若市と同様のアンケートを実施しても、ひきこもりの人数の推計は可能であるが、具体的な支援対象者の特定ができない。ひきこもり対策には一人ひとり個別のケースに合わせた支援が必要であり、推計のみでは社会的問題であるとの確証にはなるが、必要な支援にはつながらないとする。アンケート後の支援策としては、宮若市と同様に相談窓口の設置といった施策が考えられ、現在すでに県の事業として行われているという答弁であります。

次に、市として請願の趣旨に沿った施策を今後どのように考えているのかということについては、本市としてもひきこもりは重要な課題と認識しており、現在、国から県へとひきこ

もり支援の充実、整備が進んでいる。市としては県の指導を待つのではなく、保健センターを窓口、地域の方、民生委員、自治会と連携しながら相談業務について積極的に行うとともに、国、県へひきこもり支援について強く要望していきたいという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本請願が求めているアンケート調査を行っても実情把握にはならず、ひきこもり支援には実効性のある施策が必要と考えるため、引きこもり対策の重要性は認識するが、本請願には反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については賛成者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（田中博文）

厚生委員長長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私はただいまの厚生委員長報告のうち、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第104号、議案第112号、請願第11号に反対の立場から討論を行います。「議案第86号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第87号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第88号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については一般会計補正予算と同様に臨時特例措置による職員給与の減額を含むものであり、認められません。

「議案第104号 飯塚市保育所条例の一部を改正する条例」は、相田保育所を民営化することに伴い、平成27年3月31日をもって廃止するというものです。行財政改革の一環として保育所の民営化が推し進められています。保育は人を育てるものであり、経費削減の対象にすべきではありません。民営化によって、人件費を削減するやり方は民間保育園の保育士の低い賃金を全く顧みないものです。ベテラン保育士、中堅保育士、若手保育士によって構成された安定した体制が確保されてこそ子ども達の体、心の健やかな育成に責任を負うことができます。また、保育技術、保育力の継承も可能となります。市は保育行政に責任を持つべきで、今回の相田保育所民営化は認めることはできません。

「議案第112号 財産の譲渡」は枝国保育所社会福祉法人常葉会に無償譲渡するものです。枝国保育所を民営化し、民間に投げ渡すものであり、公的な財産も責任も投げ捨てるものであり認められません。

「請願第11号 ひきこもりに対する支援の充実を求める請願」は実態を把握して支援を充実する、また、実態を把握するためにアンケート調査を実施することとしています。ひきこもりは、社会問題化しており対応が求められています。地域福祉計画に新たな課題として提起されていることから、積極的に取り組んでいきたい旨の答弁を得ましたので、請願は問題提起として有効であったと思います。しかし、アンケートでは実態把握は難しく、アンケート調査については、必要を認められません。

以上で討論を終わります。

議長（田中博文）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第86号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、

賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第87号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第88号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第91号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第104号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第105号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第112号 財産の譲渡(枝国保育所)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「請願第11号 ひきこもりに対する支援の充実を求める請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第11号」を採択することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第95号」、「議案第99号」、「議案第102号」及び「議案第123号」、以上4件を一括議題といたします。市民文教委員長の報告を求めます。18番 秀村長利議員。

18番(秀村長利)

市民文教委員会に付託を受けました、議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第95号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入の学校給食費について、滞納繰越分の予算額が減額となっているのはなぜなのかということについては、滞納繰越分の収納額が当初の計画に比べて減額の見込みとなっており、徴収率の見直しをおこなったためであるという答弁であり

ます。

この答弁を受けて、滞納額がふえると法的措置などが必要になってくるため、そのようなことにならないように滞納整理を行うよう努力してほしいという要望が出されました。

次に、自校方式の給食調理業務を中学校区単位で民間委託をおこないたいとのことであるが、中学校区単位で委託をすることになれば、10件の契約件数になる。指名業者の中に市内業者は2社しか登録されていないが、市内業者を育成する努力をすべきではないのかということについては、市内業者には実際に給食調理現場を見学してもらい助言などを行っている。今後、子どもたちへの給食の提供をよりよい形で実施できるよう検討していきたいという答弁であります。

次に、中学校区単位で委託を行うことになれば、10校区のうち、1業者が2校区まで契約できるように考えているとのことであるが、その根拠は何かということについては、学校ごとに契約することになると、管理面や業者への指示の徹底を図ることが難しくなること。また、契約数に制限を設けなければ、1業者に集中することも考えられるため、他の業者への受注機会の面も考えて、1業者2契約としているという答弁であります。

この答弁を受けて、保護者の立場からすると安全安心な給食の提供のためにも、実績のある業者に受注してもらいたいので、契約数については、検討してほしいという意見が出されました。

次に、業者の選考については、現在、プロポーザル方式であるが、市で基準をつくり、参加資格など必要な事項を事前に公表し、入札により業者の決定を行うべきではないのかということについては、プロポーザルの選考は、学校の保護者の代表も参加して実施している。保護者は衛生管理、安全面及びアレルギーをもつ児童生徒への対応について不安があるため、直接、業者から説明を聞き、疑問点などを確認することで、不安を解消していることから、プロポーザルで実施しているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚第三中学校の跡地利用について、体育館とグラウンドは、幸袋小中一貫校の建設に伴う運動施設の代替地として利活用するということだが、校舎については、鯉田公民館の移設先として、鯉田地区まちづくり協議会から要望書がでていと思うが、市としてどのように考えているのかということについては、関係部局と調整をして計画を策定する必要があるが、早期に結論を出したいと考えているという答弁であります。

次に、菰田中学校と飯塚第三中学校が飯塚第一中学校に統合されることにより、通学路が変更になるが、防犯灯の設置についてはどのように考えているのかということについては、危険箇所の対策や防犯灯の設置が必要な場所については、地域の方からの要望がでているため、関係課と協議をして、早急に設置の検討をしていきたいという答弁であります。

次に、統合による通学路の変更に伴い、直線距離で2キロを超える通学者で公共交通機関を利用する場合には、補助を行うということだが、その根拠は何か。また、市内で他に補助を行っている地区はあるのかということについては、現在の 飯塚第一中学校の通学範囲が概ね2キロ以内であることから、このような基準を設けている。市内でほかに補助を行っている地区は、合併以前から庄内地区において、小学校3年生まで通学の定期補助をしている

という答弁であります。

この答弁を受け、合併後8年経っており、子ども達や地域にかかわることは、市民が納得できるように平準化を図るべきではないのかということについては、教育委員会として、通学方法に一定の基準を策定して、保護者や地域の方に理解が得られるようにしていくという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第123号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（田中博文）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの市民文教委員長報告のうち、「議案第95号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」について反対の立場から討論を行います。この議案も一般会計補正予算と同様に、臨時特例措置による職員給与の減額を含むものであり、認められません。以上で討論を終わります。

議長（田中博文）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第95号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第102号 飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」及び「議案第123号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第89号」、「議案第90号」、「議案第92号」から「議案第94号」までの3件、「議案第96号」から「議案第98号」までの3件、「議案第108号」、「議案第113号」、「議案第115号」から「議案第117号」までの3件、「議案第119号」及び「議案第120号」、以上15件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。17番 八児雄二議員。

17番（八児雄二）

経済建設委員会に付託を受けました議案15件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第89号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」、

「議案第90号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」、
「議案第92号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」、
「議案第93号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」、
「議案第94号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」、
「議案第96号 平成25年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、
「議案第97号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第98号 平成25年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」、以上8件については、執行部から補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 土地の取得(赤坂地区調整池用地)」については、執行部から議案書等に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 土地の処分(鯉田工業団地)」、「議案第116号 土地の処分(青葉台宅地分譲地)」及び「議案第117号 訴えの提起(和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加)」、以上3件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 市道路線の廃止」及び「議案第120号 市道路線の認定」、以上2件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(田中博文)

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

7番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、議案第89号、議案第90号、議案第92号から議案第94号及び議案第96号から議案第98号、議案第115号、議案第116号について反対の立場から討論を行います。

「議案第89号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」、
「議案第90号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」、
「議案第92号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」、
「議案第93号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第96号 平成25年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、
「議案第97号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」、
「議案第98号 平成25年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」については一般会計補正予算と同様に、臨時特例措置による職員給与の減額を含むものであり、認められません。

議案第115号、土地の処分については、鯉田工業団地の第3区画をジャパンパイル株式会社に、分譲価格5億1150万円に対し売買価格4億7896万円で売却するもので、この差額、3253万5千円です。企業立ち会いのもとで実測したら当初の分譲面積にはなかったのり面が4463平方メートル、敷地の7%もあったというのです。平地の単価は8100円、のり面の単価は10分の1の810円です。平成21年度に造成が完了してお

り、確定測量が行われています。先日、現地を視察に行きましたが、それほど形状の変化は認められませんでした。風雨によりましてという言いわけは通用しません。分譲単価を決定するときが、いいかげんだったのではないのでしょうか。市民の税金をつぎ込んでつくった工業用地です。それを売ろうと測量し直したら有効な土地が少なくなっていました。こんな話をだれが信用するのでしょうか。このような経過で決められた分譲価格であり、認められません。

もともと地元雇用の創出のため、自動車関連企業の進出をと地方都市としては異例とも言える名古屋事務所まで開設しました。飯塚で生まれて育った若者が飯塚で暮らせる、働けるための地元雇用のふやすことが目的だったのではないですか。土地代を3200万円もまけてやった上に、企業立地促進補助金、雇用促進補助金、不動産取得補助金などと合わせて1億2千万円の補助金が支払われることになり、市民の血税を使って特別な援助が行われます。地元雇用をいうなら住宅リフォーム助成制度は2千万円の予算で2億8千万円、14倍の効果が生まれています。この住宅リフォーム助成制度の拡充とあわせて、商店版住宅リフォーム制度の要望も寄せられています。このような市民の要望に応じていく、こういう姿勢が求められています。

「議案第94号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」は鯉田工業団地第5区画と第3区画、第4区画の売却代金を計上するものです。総額で9億7506万円の分譲価格に対して、9億1700万円の売買価格で約5800万円もの減収です。議案第115号で討論したとおりで、残りの土地も含めると7千万円から8千万円の減収になります。このようないいかげんな対応は認められません。

「議案第116号 土地の処分(青葉台宅地分譲)」については一括販売するというところで、再鑑定をし価格を決定したということですが、余りにも安価であり、一般競争入札で1社だけの参加で決定したというのも認めがたいものであります。

以上で討論を終わります。

議長(田中博文)

ほかに討論はありませんか。3番 永末雄大議員。

3番(永末雄大)

政策クラブ、永末雄大です。ただいまの経済建設委員長報告に対しまして、私は議案第113号、赤坂地区調整池用地の土地取得について、条件つきでの賛成という立場から討論させていただきます。

私は十分な浸水対策は当然なされるべきであり、それは飯塚市民であっても、嘉麻市民であっても、当然、区別されることなくその恩恵を受けるべきであるというふうに考えていますので、この議案事態に対しては賛成ですけれども、1点だけ、この事業費について、飯塚市側に嘉麻市側への負担をしっかりと求めていっていただくということを条件とさせていただきたいと思います。この事業はもともと嘉麻市側の要望があったことが発端になり、実現している事業ということで、現地確認を私もしたところ、この事業により恩恵を受ける方というのは調整池よりも、どちらかというと低地に住まれている嘉麻市の方であるようです。そのように考えますと、私は可能な限り嘉麻市にも事業費を負担していただくべきではないかというふうに考えます。

この事業の総事業費は概算で約3億から4億ぐらいではないかというふうに伺っております。現時点で5%を嘉麻市が負担するようになっているようですが、その割合が果たして妥当であるとは、いまのところ思えません。例えば、この割合が10%になるだけでも数千万円の本市予算が確保できる計算になります。数千万円の予算が仮にあったならば、かなりの事業を飯塚市民のために行うことができます。

このような観点から、再度しっかりと嘉麻市側と交渉をしていただき、少しでもその負担

割合をふやしてもらいたいと考えますので、条件付きでの賛成ということでさせていただきます。

議長（田中博文）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第89号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第90号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第92号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第93号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第94号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第96号 平成25年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第97号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第98号 平成25年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第108号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第113号 土地の取得(赤坂地区調整池用地)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第115号 土地の処分(鯉田工業団地)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第116号 土地の処分(青葉台宅地分譲地)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第117号 訴えの提起(和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加)」、「議案第119号 市道路線の廃止」及び「議案第120号 市道路線の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

「議案第121号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」及び「議案第122号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長(齊藤守史)

ただいま上程されました議案第121号及び議案第122号の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明をいたします。まず、議案第121号は平成26年3月31日付をもって、任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市伊川557番地1、白神郁子氏を引き続き同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。次に、議案第122号は平成26年3月31日付をもって、任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市綱分326番地5、市場啓子氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いをいたします。

議長(田中博文)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第121号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第122号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員の選出については、議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

飯塚市政治倫理審査会委員に、3番 永末雄大議員、16番 守光博正議員、27番 森山元昭議員、以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。飯塚市政治倫理審査会委員に、3番 永末雄大議員、16番 守光博正議員、27番 森山元昭議員、以上3名を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、飯塚市政治倫理審査会委員に、3番 永末雄大議員、16番 守光博正議員、27番 森山元昭議員、以上3名を選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第18号」及び「議員提出議案第19号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。20番 明石哲也議員。

20番(明石哲也)

議員提出議案第18号及び議員提出議案19号、以上2件について、提案理由の説明をいたします。本案2件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「過疎対策の積極的推進を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣あてに、「公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣あてにそれぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(田中博文)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第18号 過疎対策の積極的推進を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第19号 公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。

お諮りいたします。この際、「議員提出議案第20号 中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する調査特別委員会の設置に関する決議」についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「議員提出議案第20号 中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する調査特別委員会の設置に関する決議」についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

4番 小幡俊之議員。

4番(小幡俊之)

議員提出議案第20号の提案理由の説明を行います。平成24年3月29日、国の認定を受けた飯塚市中心市街地活性化事業基本計画、これは中心市街地の活性化のために総事業費105億円を投じる事業であります。本市においては最重要政策として位置づけておる事業であります。と同時に、国、県及び本市より73億3千万円もの補助金を出す事業でもあります。このうち本市の負担だけを取り上げましても、24億6千万円という巨額の財政支出を伴うものであり、その効果が厳しく問われるばかりではなく、使い方もきちんと精査しなければならない事業であります。

その中心市街地活性化事業のうち、今回問題とするダイマル跡地事業地区については、平成11年に倒産しましたダイマルを株式会社まちづくり飯塚が実施主体となり、国の補助事業であります暮らし・にぎわい再生事業を活用した中で、取得・解体し、新たにコミュニティビルとして再生するものであります。新しく建つビルは地上4階建て、2階から4階は24戸の賃貸住宅となります。計画では、総事業費が約6億8473万7千円。そのうち1億9360万円が国と市からの補助金となっております。さらに、完成した複合ビルの1階部分の一部を本市が1億9524万9千円で買い取り、街なか交流健康広場として運営する予定であります。つまり、このダイマル跡地に関する7億円近い総事業費のうち4億円弱の補助金及び取得金として血税がつぎ込まれる事業であります。これだけの税金を注ぎ込む事業でありますので、当然、我々、市議会は慎重に審議しなくてはなりません。

ところが、次のような問題点が指摘されております。総務委員会及び先の一般質問におきまして、執行部からの報告によりますと、現在、既存建物の解体に着手しているところであります。また、解体工事の発注に際しましては、5者による指名競争入札が実施されたとのことではありますが、この5者を指名した選考基準、指名の方法等が現在不透明であります。解体工事の発注者であります株式会社まちづくり飯塚、この株主である関係者が指名を受け、応札され、落札している事実があります。また、指名された入札に参加された他社の業者、いずれも飯塚市の指名業者ではありますが、本市においては解体専門の業者として登録はなされておられません。落札された会社のほうが優位に立てるように、落札業者みずからがこの4者を選考したのではないかという疑念が生まれております。この入札において飯塚市の監視、指導が全く見受けられず、入札経緯が不透明であります。どのような入札状況だった

のか、また本市からの立ち会いがあったのかも含めて、疑問が生まれております。なお、解体工事の予定価格の決定に際しましては、チェック体制が十分ではない。また、落札金額の1億5700万円強が市場価格に比べて本当に妥当なのかというような疑問も生まれております。

このように不透明な点が多く、議会側からしますと闇のような入札、事業の進め方であるとしか言いようがありません。補助金とはいえ、国、市、あわせて4億円弱を支出する事業がこのような不透明なまま進められている実態を、本市議会が見過ごすわけにはいきませんので、議会としましてこの解体工事の不透明さを解明することが、調査特別委員会として、第一に精査すべき点であると考えます。

また、先にも述べましたとおり、この複合ビルの完成した1階部分は1億9524万9千円で本市がまた買い取ります。買い取り、街なか交流健康広場として整備するものであります。この取得予定額の1億9千万円、これも含め市場価格から見て妥当な計画となっているのか、これも改めて調査し間違いがあったら正すと。この計画そのものの妥当性を調査することが調査特別委員会設置の目的であります。

市議会としましては議会みずからがこのような不明瞭な点を精査し、事務の執行が適正に行われているかなど、検証していく責務があると考えます。公金がからみ、このような大きな疑問がある以上、行政をチェックする立場の議会としましては、事実関係を明らかにし、必要な対処を行政側に求めていくこと。議会としては本来なすべき最低限の責務と考えます。しかし、総務委員会、一般質問等の質疑を重ねてまいりましたが、解体工事の受注者が株式会社まちづくり飯塚の株主なのか、といったような問い合わせ1つをとってみましても、なかなか返答を拒み、我々としては調査の限界を感じました。よって、本調査特別委員会の設置を求め、必要な調査を行える態勢を議会として整え、今回の提案とさせていただきます。なお、他の特別委員会の例にならい、委員会の定数は11人、設置の期間は調査が終了するまでとして、閉会中もなお調査できるものとしております。何とぞご賛同いただきますようお願いいたしますが、我々議員は選挙を経まして市民から選ばれた13万1000人の中の28名でございます。市民から付託されました議員として責務を全うし、議会として権威を示そうではありませんか。ぜひともこの議案に賛同していただきますよう重ねてお願い申し上げます。以上です。

議長（田中博文）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第20号 中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会の設置に関する決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は原案可決されました。

「報告第34号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。学校教育課長。

学校教育課長(青木宏親)

報告第34号、専決処分の報告につきまして、ご報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。議案書の59ページをお願いいたします。

本件事故は、平成25年8月21日、水曜日、午前11時ごろ、学校教育課職員が打ち合せのため、福岡市内の関係先を公用車で訪問途中、路上左側に駐車していたトラックを避けて通行しようとしたところ、トラック直前の左側にある駐車場から、左右確認を十分せず道路に出てきた相手方車両を避けることができず、公用車の左フロントバンパーと相手方右フロントバンパーが接触し、双方の車両が損傷したものでございます。この事故の過失割合は、市側20%、相手側80%で、相手方に損害賠償金2万5830円を支払うことで示談が成立しております。

今回の事故につきましては、相手方の左右確認不足によるものでございますが、今後このような事故が起こらないよう、車両の運転については更に安全を確認するよう、当該職員に対し注意をいたしました。また、他の職員につきましても、安全運転への注意喚起を行っておりますが、今後も機会あるごとに安全運転の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

議長(田中博文)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第35号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。高齢者支援課長。

高齢者支援課長(金子慎輔)

議案書61ページをお願いいたします。報告第35号、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について報告します。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。本件事故は、平成25年10月3日、木曜日、午前10時30分ごろ、高齢者支援課職員が要介護認定に係る調整のために訪問先に向かう際、県道大日寺潤野飯塚線の県立嘉穂高等学校付近の交差点で、赤信号のため停車し、青信号に変わり進行しようとした際、前方不注意のため相手方車両に追突をしたものです。この追突により、相手方の運転手に頸椎捻挫、同乗者2名の方に胸部挫傷を負わせ、相手方車両のリアバンパーを損傷させたものです。

この事故による和解については、市側100%の過失割合とし、相手方の人身傷害分に係る26万8212円のうち治療費8万6802円を医療機関に、慰謝料18万1410円は相手方へ支払い、車両修繕料12万5706円を相手方へ支払うものです。普段から安全運転に心がけるように注意を行っておりますが、当該職員につきましては、交通安全教育講習を受講させるとともに、他の高齢者支援課職員についても今後さらに、安全運転についての意識向上への指導をいたしてまいります。

以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

議長(田中博文)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第36号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)」の報告を求めます。住宅課長。

住宅課長(原田一隆)

報告第36号について、ご報告申し上げます。議案書の63ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

事件の概要に記載されております10名の者は、文書による督促や催告、個別訪問による納入指導に従わないほか、分割納入にも応じず、誠意を示さない者であります。したがって、公営住宅法第32条及び飯塚市市営住宅条例第43条の規定により、住宅の明け渡しを求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴訟を提起したものでございます。今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

議長(田中博文)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第37号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」、「報告第38号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」及び「報告第39号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」、以上3件の報告を求めます。学校給食課長。

学校給食課長(新ヶ江一之)

報告第37号、報告第38号及び報告第39号について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。報告第37号は議案書の64ページ、報告第38号は65ページ、報告第39号は66ページでございます。

事件の概要の3件4名の者は学校給食費を滞納し、再三の催告にも関わらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。この支払督促に対し、相手方が分割納入を求める督促異議の申し立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により、訴訟手続きに移行したものでございます。今後も引き続き、学校給食費の支払いに対し誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

議長(田中博文)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件3件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第40号 平成25年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正」の報告を求めます。建設総務課長。

建設総務課長(吉原文明)

議案書67ページ、「報告第40号 平成25年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正」の報告をいたします。まず、最初に、議案書の68ページをお願いします。平成25年度飯塚市土地開発公社変更事業計画をご説明いたします。一般分、市道友寄市の間線道路敷については、当初計画にはあがっておりませんでした。地権者の同意が得られたため、変更計画面積466平米、予算額は601万7千円を計上し、道路用地として取得

するものです。

次に、議案書の69ページをお願いします。平成25年度飯塚市土地開発公社補正予算（第1号）を説明いたします。資本的収入及び支出のうち、資本的収入は既決額0円に市道友寄市の間線道路拡幅工事に伴います用地購入費601万7千円を増額補正しております。資本的支出は既決額912万6千円に、用地購入費の601万7千円及び利息3万円を合計いたしました604万7千円を増額補正し、支出合計1517万3千円としております。

以上、簡単ではございますが、報告第40号の説明を終わります。

議長（田中博文）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

会議時間を午後6時まで延長いたします。暫時休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後4時45分 再開

議長（田中博文）

本会議を再開いたします。

お諮りいたします。この際、「特別委員会の設置」について、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、この際、本日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。「特別委員会の設置」を議題といたします。

特別委員会の名称は、「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会」、委員定数は「11名」、付託件名は、「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について」とし、この調査を行うため、地方自治法第98条第1項、第100条第1項及び第10項の権限及びこれに伴う必要な権限をこの特別委員会に委任する。また、これを閉会中の継続審査とし、付託期間は調査終了までといたしたいと思っております。なお、調査に要する経費は、本年度内においては、200万円以内とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称は、「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会」とし、委員定数は「11名」、付託件名は、「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について」とし、この調査を行うため、地方自治法第98条第1項、第100条第1項及び第10項の権限及びこれに伴う必要な権限をこの特別委員会に委任する。また、これを閉会中の継続審査とし、付託期間は調査終了までといたしたいと思っております。なお、調査に要する経費は、本年度内においては、200万円以内とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番 永末雄大議員、4番 小幡俊之議員、5番 江口 徹議員、6番 平山 悟議員、10番 道祖 満議員、18番 秀村長利議員、21番 田中裕二議員、22番 上野伸五議員、23番 鯉川信二議員、24番 岡部 透議員、28番 坂平末雄議員、以上11名を指名したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の方々を中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後4時48分 休憩

午後4時54分 再開

議長（田中博文）

本会議を再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。委員長10番 道祖 満議員、副委員長3番 永末雄大議員であります。

署名議員を指名いたします。3番 永末雄大議員、28番 坂平末雄議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成25年第5回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後4時55分 閉会

出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	田中博文	15番	石川正秀
2番	瀬戸元	16番	守光博正
3番	永末雄大	17番	八児雄二
4番	小幡俊之	18番	秀村長利
5番	江口徹	19番	藤浦誠一
6番	平山悟	20番	明石哲也
7番	宮嶋つや子	21番	田中裕二
8番	佐藤清和	22番	上野伸五
9番	松本友子	23番	鯉川信二
10番	道祖満	24番	岡部透
11番	梶原健一	25番	藤本孝一
12番	古本俊克	26番	兼本鉄夫
13番	松延隆俊	27番	森山元昭
14番	吉田健一	28番	坂平末雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 中村 武 敏

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 斎藤 浩

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

会計管理者 西 敬 由

副 市 長 田中 秀 哲

高齢者支援課長 金子 慎 輔

教 育 長 片峯 誠

建設総務課長 吉原 文 明

上下水道事業管理者 梶原 善 充

住 宅 課 長 原田 一 隆

企画調整部長 田代 文 男

学校教育課長 青木 宏 親

総 務 部 長 小鶴 康 博

学校給食課長 新ヶ江 一 之

財 務 部 長 石田 慎 二

経 済 部 長 伊藤 博 仁

市民環境部長 白水 卓 二

こども・健康部長 高倉 孝

福 祉 部 長 大久保 雄 二

公営競技事業部長 加藤 俊 彦

都市建設部長 才田 憲 司

上下水道局次長 諫山 和 敏

教 育 部 長 瓜生 守

企画調整部次長 大谷 一 宣

都市建設部次長 菅 成 微

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番